

バーゼルⅢ ディスクロージャー誌2016

なお、本誌の内容は、下記の当行ホームページでもご覧いただけます。

【当行ホームページアドレス】<http://www.awabank.co.jp/>

発行/平成28年 7月

株式会社 阿波銀行

〒770-8601 徳島市西船場町二丁目24番地の1

TEL. 088-623-3131 (代表)

自己資本の構成に関する開示事項

■自己資本の構成、自己資本比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

定性的な開示事項

■連結の範囲に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

■自己資本調達手段の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

■信用リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要・・・・ 11

■派生商品取引等の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要・・・・ 12

■証券化エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

■マーケット・リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

■オペレーショナル・リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー及び銀行勘定における金利リスクに関する事項・・・・・・・・ 15

■連結グループにおけるリスク管理について・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

定量的な開示事項

■その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額・・・・・・・・ 17

■自己資本の充実度に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

■信用リスクに関する事項（信用リスク・アセットの見なし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）・・・・・・・・・・・・ 25

■信用リスク削減手法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項・・・・ 33

■証券化エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項・・・・ 37

■銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

報酬等に関する開示事項

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項・・・	39
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する 事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と 業績の連動に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	41
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項・・	41
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項・・	41

本誌「バーゼルⅢ ディスクロージャー誌2016」は自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年2月18日金融庁告示第7号）、及び報酬等に関する事項であって銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める事項（平成24年3月29日金融庁告示第21号）に基づき、作成したディスクロージャー資料です。

自己資本の構成に関する開示事項

■自己資本の構成、自己資本比率

連結(国内基準)

(百万円)

項 目	平成27年3月期		平成28年3月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	168,185		176,046	
うち、資本金及び資本剰余金の額	39,746		39,685	
うち、利益剰余金の額	130,227		137,809	
うち、自己株式の額(△)	788		76	
うち、社外流出予定額(△)(注1)	1,049		1,372	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	351		△ 404	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	351		△ 404	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,130		5,283	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,130		5,283	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,800		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,428		3,047	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	9,897		9,322	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	197,793		193,295	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	665	2,663	804	1,206
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	665	2,663	804	1,206
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	3	3	4
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	1,946	7,785	1,622	2,433
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	1	0	1
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,613		2,430	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	195,179		190,864	

自己資本の構成に関する開示事項

(百万円)

項 目	平成27年3月期		平成28年3月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,429,716		1,516,465	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	8,103		2,689	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2,663		1,206	
うち、繰延税金資産	3		4	
うち、退職給付に係る資産	7,785		2,433	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,001		△2,000	
うち、上記以外に該当するものの額	653		1,044	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 (注2)	89,942		91,272	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,519,659		1,607,738	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 (ハ) / (二)	12.84		11.87	

- (注) 1. 平成27年3月31日の社外流出予定額には、阿波銀行従業員持株会専用信託(以下、「従持信託」という。)に対する配当金1百万円を含めておりません。これは従持信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項

単体(国内基準)

(百万円)

項 目	平成27年3月期		平成28年3月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	165,159		172,638	
うち、資本金及び資本剰余金の額	39,746		39,685	
うち、利益剰余金の額	127,234		134,385	
うち、自己株式の額(△)	788		76	
うち、社外流出予定額(△)(注1)	1,033		1,356	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,475		4,661	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,475		4,661	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,800		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,428		3,047	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	183,862		180,347	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	620	2,480	755	1,132
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	620	2,480	755	1,132
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	1,445	5,781	1,914	2,871
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	1	0	1
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,065		2,670	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	181,796		177,676	

自己資本の構成に関する開示事項

(百万円)

項 目	平成27年3月期		平成28年3月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,403,187		1,487,323	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,909		3,044	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2,480		1,132	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	5,781		2,871	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,001		△2,000	
うち、上記以外に該当するものの額	649		1,040	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 (注2)	85,511		86,769	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額	1,488,698		1,574,093	
自己資本比率	(ニ)			
自己資本比率	((ハ) / (ニ))			
	12.21		11.28	

- (注) 1. 平成27年3月31日の社外流出予定額には、従持信託に対する配当金1百万円を含めておりません。これは従持信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

■連結の範囲に関する事項

1. 自己資本比率告示第 26 条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 5 条に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は 5 社であります。

名 称	主要な業務の内容
阿波銀ビジネスサービス株式会社	銀行事務代行業務
阿波銀コンサルティング株式会社	経営コンサルティング業務
阿波銀保証株式会社	信用保証業務
阿波銀カード株式会社	クレジットカード業務
阿波銀リース株式会社	リース業務

3. 自己資本比率告示第 32 条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

対象となる関連法人等はありません。

4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

対象となる会社はありません。

5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社 5 社において、債務超過はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。

■自己資本調達手段の概要

【普通株式】

発行主体	株式会社阿波銀行
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(注1)	
連結自己資本比率	39,609 百万円
単体自己資本比率	39,609 百万円

(注1)普通株式に係る資本金及び資本剰余金の額から、純資産の部に計上された自己株式の額を控除した額

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、次に掲げる項目を自己資本管理部署が適切な頻度でモニタリングすることにより、自己資本充実度の評価を実施しております。

(1) 配賦資本に対するリスク量の状況

コア資本を配賦原資として、市場リスク（預貸金部門、市場部門）、信用リスク（貸出金部門）に対して、市場環境等、さまざまなリスク要因により顕現化の可能性のある予想最大損失額等に基づき、リスクの種類と業務部門の特性に応じて半期毎に資本を配賦しております。月次でVaR（バリュー・アット・リスク：一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額）法によって保有リスクを計量化し、配賦資本の使用状況をモニタリングし、ALM委員会、取締役会に報告しております。

(2) ストレステストによる自己資本及び自己資本比率への影響

市場リスクと信用リスクについてストレステストを実施し、配賦資本との対比結果等をALM委員会に報告しております。

■信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクであります。

(信用リスク管理の方針)

当行では、取締役会において「信用リスク管理方針」を定めるとともに「信用リスク管理規程」を制定し、各部門において適切にリスク管理を実行し、信用リスクを有する資産の健全性の維持・向上、及び最適なポートフォリオの構築に努めております。また、信用リスク管理手法の見直しを継続的に行い、その高度化を図っております。

融資業務については、行是「堅実経営」の下で培ってきた融資の基本スタンスや守るべき規範等を記した「融資審査の規範（クレジットポリシー）」を定め、その理解及び遵守を広く役員に徹底しております。

(信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢)

当行では、資産の健全性を維持・向上させるため、信用リスク管理部門は従来から一貫して営業推進部門等からの独立性を確保し、適切な審査・管理を行う態勢としております。また、リスク統括部門が、信用格付・自己査定を検証、与信ポートフォリオ管理等により、営業店や本部審査部門に対して牽制機能を発揮するとともに、信用格付・自己査定制度の一層の充実に取組んでおります。さらに監査部では、監査部署として信用リスク管理に係る各部門の業務の監査を行っております。

個社別の信用リスク管理としては、財務分析システムを利用した企業分析などにより、定期的にお取引先の実態把握を行っております。与信残高等が一定の基準に該当するお取引先については、その実態把握に基づいて信用力を統一的な尺度で客観的に評価する「信用格付」を実施しており、その信用格付を年1回以上見直すとともに自己査定を行い、貸出資産劣化の防止に努めております。

自己査定制度とは、お客さまの預金などが、どの程度安全確実な資産に見合っているかを判定する制度であります。当行では、行内ルールにより、貸出金などの資産内容を個別に検討し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、この自己査定結果に基づいた適正な償却・引当を実施することにより、当行のすべての資産における健全性を堅持しております。

個別貸出案件の審査にあたっては、信用格付を基礎とするとともに、担保価値に過度に依存することなく、業種の特性や技術力、成長性、キャッシュフローによる債務償還能力などを総合的に勘案し、経営実態を踏まえて判断しております。

与信ポートフォリオ管理については、特定の地域や業種又は特定のグループに対する与信集中の状況などを定期的に把握し、また、全国地方銀行協会の「信用リスク情報統合システム（CRITS）」等を使って、信用リスクデータ蓄積や信用リスク量の算出を行うことなどにより、信用リスクをコントロールするとともに、収益確保に努めております。信用リスク量は、当行信用格付の格付区分ごとのデフォルト率を推計し、モンテカルロシミュレーション（計測期間1年、信頼水準99%）を行い算出しております。

以上の信用リスク管理に関する重要な事項については、定期的及び適宜適切に、ALM委員会及び取締役会に報告し、協議する態勢となっております。

(貸倒引当金の計上基準について)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、資産の自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定において、当行が使用する適格格付機関として、金融庁長官が定める適格格付機関のなかから、内部管理との整合性を考慮し、下記の4社を採用しております。複数の適格格付機関を使用することによって、特定の格付機関に偏らず、リスク・ウェイト判定の客観性を確保できるものと考えております。

株式会社 格付投資情報センター
株式会社 日本格付研究所
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

- (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
証券化を除くすべての種類のエクスポージャーに対し、当行が使用する適格格付機関は同一であります。

3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行は、内部格付手法を適用しておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

「信用リスク削減手法」とは、銀行等が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と自行預金の相殺、及びクレジット・デリバティブ等が該当しております。

(リスク管理の方針及び手続の概要)

当行では、担保についての適格性・設定手続・評価等、また保証についての保証債務履行能力・保証意思の確認等に関して、内部で定めた規程等に従い、信用リスク削減手法に係る厳正な管理・運用を行っております。

融資実務においては、担保の種類として、預金担保（当行預金のみ）、不動産担保、有価証券担保等を取扱っております。

自己資本比率の算定にあたっては、信用リスク削減手法のなかで、自己資本比率告示により、標準的手法について適格と認められたものを、自己資本比率告示の定める要件に従い厳正に適用しております。

適格金融資産担保については、自己資本比率告示の定める「包括的手法」を採用しており、自行預金、日本国政府が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保の対象としております。担保の評価は行内ルールに基づき定期的に行っており、その評価額に基づいて、自己資本比率告示に従った信用リスク削減手法の計算を行っております。

保証については、日本国政府、わが国の地方公共団体・政府関係機関等、及び自己資本比率告示で適格な格付を付与された主体（制度商品の保証会社）によるものを、自己資本比率算定における信用リスク削減手法として採用しております。適格格付機関の格付が要件となっている保証人については、その格付により信用度の評価を行い、自己資本比率告示に従った信用リスク削減手法の計算を行っております。

「貸出金と自行預金の相殺」も、自己資本比率の算定において信用リスク削減手法として取扱っておりますが、「自行預金」としては、円建ての定期性預金で担保登録のないもののみを対象とし、システム上で、貸出金・自行預金の期日の管理及び相殺額の計算を厳正に行っております。

なお、信用リスク削減手法について、特定の種類・特定の保証人等に偏ることのないよう分散を図っており、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクについて、特に問題となる集中はありません。

■派生商品取引等の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行の派生商品取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、オン・バランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

対顧客派生商品取引は、現状、外国為替予約取引のみであり、他の貸出債権等の与信債権と同様の管理を行っております。また、対市場派生商品取引については、相手先毎の信用力に応じたクレジットラインを設定することで管理しており、毎年及び必要に応じ見直しを行っております。

派生商品取引にかかる保全および引当金の計算は個別には行っておらず、総与信のなかで管理しております。

対市場派生商品取引については、一部の金融機関とCSA（Credit Support Annex）契約を締結しており、取引相手方への担保提供が必要となる場合も想定されますが、その影響は限定的であると認識しております。

なお、当行では、現在、長期決済期間取引に該当する取扱はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

（取引の内容）

当行では、平成28年3月期において、投資家としてのみ証券化取引に関与しており、オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者、及び流動性の提供者等としては、証券化取引に関与しておりません。

（取引に対する取組方針）

当行では、オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者、及び流動性の提供者等として証券化取引を行う予定はありません。

投資家としては、資産の効率運用やリスク分散投資の観点から、今後も、リスク管理態勢の充実を図りつつ、商品のリスク特性等の情報を十分に把握し評価したうえで、信用度の高い資産に投資していく方針であります。再証券化取引については、より慎重に検討し、リスクが小さいものに限定して投資していく方針です。

(取引に係るリスクの内容)

投資家として保有する証券化エクスポージャーに関連し、信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

保有する証券化エクスポージャーの裏付資産である債権のデフォルト率及びプリペイメント率の変化により証券化エクスポージャーの時価が変動する等のリスクを有しております。

2. 証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性に係る情報等を把握するための体制の整備及びその運用状況の概要

投資家として、投資適格等級のなかでも上位のものについて、各種資料の入手により商品の概要、証券化の構造、関係者に関する情報、裏付資産に係る情報等を把握し、リスクを分析し、厳選して投資を行っております。

また、投資後も継続して、外部格付、未償還残高、及び裏付資産の債権残高・デフォルト率・プリペイメント率の変化等を把握するとともに、他の市場性投資資産に準じて月次でVaRを算出し、ALM委員会に報告しております。

再証券化取引の裏付資産となっている証券化取引についても、リスク特性やパフォーマンスに係る情報を適時に把握する体制としております。

3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、対象となる取引の取扱はありません。

4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行は、マーケット・リスク相当額を算入しておりません。

6. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行では、対象となる取引の取扱はありません。

7. 当行の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当行の子法人等及び関連法人等では、対象となる取引の取扱はありません。

8. 証券化取引に関する会計方針

当行では、投資家としての証券化取引について、一般的に認められる会計基準に従って会計処理を行っております。

9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当行では、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、下記の5社を採用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター
株式会社 日本格付研究所
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ
フィッチレーティングスリミテッド

10. 内部評価方式の概要

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に「内部評価方式」は使用しておりません。（「標準的手法」を使用しております）

11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

当行では、証券化エクスポージャーに関して、定量的な情報に重要な変更は生じておりません。

■ マーケット・リスクに関する事項

当行は、マーケット・リスク相当額を算入しておりません。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

（オペレーショナル・リスク管理態勢）

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、法的リスク、風評リスク等について管理しております。

各オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、各リスク管理・業務部門が専門的な立場からそれぞれの潜在リスクを特定・評価するほか、リスク顕在化情報の収集を図り、その要因等を分析し、再発防止策を実施、またリスク管理統括部門は各リスク管理・業務部門からリスク情報の収集結果や分析・再発防止策の報告を受け、リスク管理の有効性を検証するなか、管理態勢の整備・見直しを図っております。

(オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク発生の未然防止及び発生時の影響の極小化に努めております。

具体的には、各リスク管理規程に基づいた適切な管理を行うなか、オペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御・回避を行っているほか、啓蒙・教育活動を通じて役職員のリスク感度を高め、オペレーショナル・リスク管理を重視する組織風土の醸成を図っております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、「粗利益配分手法」を使用しております。

■銀行勘定における出資（注）その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー及び銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針

金融技術の革新等により、金融業務に付随するリスクは拡大・多様化しており、当行では経営の健全性・安定性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、管理態勢の充実・強化に取り組んでおります。

株式や金利リスク等の市場リスクについては、経営体力の範囲内で適正な市場リスクをとり、収益の安定的向上を図るため、当行の有する市場リスクを的確に把握するとともに、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールを実施することを管理方針とし、統合リスク管理・ALM管理の充実に努め、市場リスクの最適化を図っております。

2. リスク管理の手続きの概要

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎にALM委員会において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクカテゴリー・業務部門毎に資本配賦を実施し、リスク限度額を決定、その限度額を遵守しながら収益の向上に努めております。特に市場部門では市場動向に対し、より機動的な対応が可能となるよう、実現損益と評価損益増減の合計である総合損益ベースのアラームポイントを設定しております。

また、業務運営計画において先行きの金利や株式等の見通しと、相場変動リスク等を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討した上で、有価証券等の投資基準額を設定し、月次毎のALM委員会で検証を行う等、より厳格な管理を行っております。

市場関連のリスク量についてはVaRにより信頼水準99%、保有期間60日を前提に計測しておりますが、政策投資株式については処分決定に要する期間等を勘案し保有期間を120日とし、より保守的に計測しております。

さらに、四半期毎には、VaRでは計測しきれない極めて大きい市場変動を想定したストレステストも実施し、非常事態における対応力も確認しております。

3. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスクについては、月次にVaR法、ギャップ分析、BPV（ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化した時の時価損益変化）、四半期毎にストレステスト、また適時に期間損益シミュレーションを実施する等、多面的かつきめ細かなリスク管理を実施しております。

金利リスクの算定にあたっては、内部モデルを用いて推計したコア預金を考慮しております。

(注) 銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第4項第3号に規定する出資

■連結グループにおけるリスク管理について

連結グループにおけるリスク管理については、各連結子会社が銀行のリスク管理手法に準じて実施しておりますが、連結子会社の抱えるリスクが銀行単体に比し軽微であることから、リスク資本の配賦は実施しておらず、またリスク量の計測及び自己資本との対比による評価についても半期に一度の実施としております。

定量的な開示事項

■その他金融機関等（自己資本比率告示（以下、「告示」という。）第29条第6項1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

対象となる会社はありません。

■自己資本の充実度に関する事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオに対する所要自己資本の額

連結オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	平成27年3月期		平成28年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 現金	0	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100	111	4	115	4
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100	379	15	220	8
7. 国際開発銀行向け	0～100	3	0	5	0
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	1,156	46	1,535	61
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	8,290	331	8,171	326
10. 地方三公社向け	20	—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100	41,114	1,644	35,308	1,412
12. 法人等向け	20～100	572,573	22,902	625,792	25,031
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	264,491	10,579	262,758	10,510
14. 抵当権付住宅ローン	35	42,772	1,710	43,235	1,729
15. 不動産取得等事業向け	100	208,233	8,329	221,448	8,857
16. 三月以上延滞等	50～150	5,382	215	6,148	245
17. 取立未済手形	20	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0～10	6,554	262	6,736	269
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—
20. 出資等	100～1250	73,510	2,940	85,023	3,400
（うち出資等のエクスポージャー）	100	73,510	2,940	85,023	3,400
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—
21. 上記以外	100～250	148,095	5,923	160,311	6,412
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	7,504	300	5,000	200
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	31,912	1,276	37,756	1,510
（うちその他のエクスポージャー）	100	108,678	4,347	117,555	4,702
22. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
23. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	11,104	444	4,689	187
24. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	△3,001	△120	△ 2,000	△ 80
合 計	—	1,380,771	55,230	1,459,501	58,380

- (注) 1. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、原債務者の「項目」として記載しております。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
2. 「11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社であります。
3. 「16. 三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
4. 「18. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーであります。
5. 「21. 上記以外」の「(うちその他のエクスポージャー)」とは、告示第77条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%とするエクスポージャーであります。
6. 「23. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」とは、告示の附則(平成25年金融庁告示第6号(以下、「自己資本比率改正告示附則」という。))第5条第1項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び自己資本比率改正告示附則第8条第2項により調整項目の額に算入されなかった部分について、旧告示の規定に従いリスク・アセットの額に算入された額の合計額であります。
7. 「24. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項の規定に従いリスク・アセットに算入されなかった額(減算された額)であります。
8. ファンドについてはルックスルーを実施し、各項目ごとに区分しております。

定量的な開示事項

連結オフ・バランス

(百万円)

項 目	掛目 (%)	平成 27 年 3 月 期		平成 28 年 3 月 期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能な コミットメント	0	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	142	5	142	5
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	118	4	55	2
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	822	32	875	35
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	6,969	278	6,116	244
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	3,808	152	4,222	168
(うち借入金の保証)	100	1,887	75	2,103	84
(うち有価証券の保証)	100	—	—	—	—
(うち手形引受)	100	—	—	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—	—	—
控除額(△)	—	—	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	624	24	1,244	49
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	34,264	1,370	38,717	1,548
12. 派生商品取引	—	778	31	2,118	84
カレント・エクスポージャー方式	—	778	31	2,118	84
派生商品取引	—	778	31	2,118	84
外為関連取引	—	618	24	1,966	78
金利関連取引	—	160	6	152	6
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
標準方式	—	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格な サービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—	—	—
合 計	—	47,529	1,901	53,493	2,139

(注) 掛目欄、<>は内部格付手法適用時のリスク・ウェイト。

単体オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 現金	0	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100	111	4	115	4
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100	379	15	220	8
7. 国際開発銀行向け	0～100	3	0	5	0
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	1,156	46	1,535	61
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	8,290	331	8,171	326
10. 地方三公社向け	20	—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100	41,074	1,642	35,258	1,410
12. 法人等向け	20～100	581,327	23,253	636,744	25,469
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	262,268	10,490	259,621	10,384
14. 抵当権付住宅ローン	35	42,953	1,718	43,235	1,729
15. 不動産取得等事業向け	100	208,233	8,329	221,448	8,857
16. 三月以上延滞等	50～150	5,673	226	6,065	242
17. 取立未済手形	20	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0～10	6,554	262	6,736	269
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—
20. 出資等	100～1250	72,715	2,908	84,229	3,369
（うち出資等のエクスポージャー）	100	72,715	2,908	84,229	3,369
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—
21. 上記以外	100～250	117,589	4,703	123,927	4,957
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	7,504	300	5,000	200
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	32,401	1,296	36,818	1,472
（うちその他のエクスポージャー）	100	77,683	3,107	82,108	3,284
22. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—
23. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	8,911	356	5,044	201
24. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかったものの額	—	△3,001	△120	△ 2,000	△ 80
合 計	—	1,354,242	54,169	1,430,358	57,214

- (注) 1. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、原債務者の「項目」として記載しております。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
2. 「11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社であります。
3. 「16. 三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。

- す。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
4. 「18. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーであります。
 5. 「21. 上記以外」の「(うちその他のエクスポージャー)」とは、告示第77条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%とするエクスポージャーであります。
 6. 「23. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第5条第1項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び附則第8条第2項により調整項目の額に算入されなかった部分について、旧告示の規定に従いリスク・アセットの額に算入された額の合計額であります。
 7. 「24. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項の規定に従いリスク・アセットに算入されなかった額（減算された額）であります。
 8. ファンドについてはルックスルーを実施し、各項目ごとに区分しております。

単体オフ・バランス

(百万円)

項 目	掛目 (%)	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能な コミットメント	0	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	142	5	142	5
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	118	4	55	2
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	822	32	875	35
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	6,969	278	6,116	244
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	3,808	152	4,222	168
(うち借入金の保証)	100	1,887	75	2,103	84
(うち有価証券の保証)	100	—	—	—	—
(うち手形引受)	100	—	—	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—	—	—
控除額(△)	—	—	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	624	24	1,244	49
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	34,264	1,370	38,717	1,548
12. 派生商品取引	—	778	31	2,118	84
カレント・エクスポーチャー方式	—	778	31	2,118	84
派生商品取引	—	778	31	2,118	84
外為関連取引	—	618	24	1,966	78
金利関連取引	—	160	6	152	6
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
標準方式	—	—	—	—	—
期待エクスポーチャー方式	—	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—	—
14. 証券化エクスポーチャーに係る適格流動性補完及び適格な サービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポーチャー	100	—	—	—	—
合 計	—	47,529	1,901	53,493	2,139

(注) 掛目欄、<>は内部格付手法適用時のリスク・ウェイト。

定量的な開示事項

(2) 証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の額

連結オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
		信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
証券化(オリジネーターの場合)	20~1250	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	20~1250	226	9	270	10
合 計	—	226	9	270	10

単体オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
		信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
証券化(オリジネーターの場合)	20~1250	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	20~1250	226	9	270	10
合 計	—	226	9	270	10

(3) CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーに関する所要自己資本の額

連結

(百万円)

項 目	平 27 年3月期		平 28 年3月期	
	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
CVAリスク相当額	1,168	46	3,177	127
中央清算機関関連 エクスポージャー	20	0	22	0

単体

(百万円)

項 目	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
CVAリスク相当額	1,168	46	3,177	127
中央清算機関関連 エクスポージャー	20	0	22	0

(注) CVA リスク相当額は、簡便的リスク測定方式により算出しております。

2. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(百万円)

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	3,597	3,420	3,650	3,470
うち基礎的手法	—	—	—	—
うち粗利益配分手法	3,597	3,420	3,650	3,470
うち先進的計測手法	—	—	—	—

3. 総所要自己資本額

(百万円)

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
総所要自己資本額	60,786	59,547	64,309	62,963

定量的な開示事項

■信用リスクに関する事項（信用リスク・アセットの見なし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（信用リスク削減効果勘案前、地域別・業種別・残存期間別）

平成 27 年 3 月 期 連結

(百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
国内計	3,136,730	2,006,977	925,532	201,281	2,939	10,217
国外計	66,658	2,514	64,144	—	—	—
地域別合計	3,203,389	2,009,491	989,677	201,281	2,939	10,217
製造業	292,064	247,701	40,686	3,615	62	1,335
農業、林業	10,527	10,257	2	267	—	122
漁業	1,826	1,826	—	—	—	49
鉱業、採石業、砂利採取業	781	781	—	—	—	—
建設業	71,841	70,262	1,241	337	—	1,340
電気・ガス・熱供給・水道業	23,890	21,496	1,907	486	—	—
情報通信業	8,507	4,771	3,736	—	—	—
運輸業、郵便業	115,403	72,389	42,181	809	22	443
卸売業、小売業	260,932	252,629	6,857	1,363	82	1,424
金融業、保険業	663,389	251,382	222,700	186,541	2,766	—
不動産業、物品賃貸業	249,746	246,385	1,914	1,442	5	2,735
各種サービス業	315,547	277,784	32,451	5,310	0	1,567
国・地方公共団体	717,631	145,144	571,853	633	—	—
個人	293,801	293,327	—	473	—	956
その他	177,495	113,350	64,144	—	—	242
業種別計	3,203,389	2,009,491	989,677	201,281	2,939	10,217
1年以下	710,751	485,130	71,282	152,251	2,087	5,837
1年超3年以下	348,989	125,371	221,768	1,799	49	922
3年超5年以下	380,049	183,711	195,688	619	30	783
5年超7年以下	370,093	172,672	156,007	41,008	405	364
7年超10年以下	369,460	252,944	115,997	338	180	285
10年超	818,804	670,247	143,581	4,787	187	1,115
期間の定めのないもの	205,240	119,413	85,350	476	—	907
残存期間別合計	3,203,389	2,009,491	989,677	201,281	2,939	10,217

平成 28 年3月期 連結

(百万円)

		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引		
国内計	3,182,381	2,062,561	904,230	208,089	7,499	10,105	
国外計	65,315	2,418	62,896	—	—	—	
地域別合計	3,247,696	2,064,980	967,126	208,089	7,499	10,105	
製造業	307,668	259,236	43,334	4,907	190	1,425	
農業、林業	10,438	10,158	2	278	—	126	
漁業	1,814	1,789	—	25	—	10	
鉱業、採石業、砂利採取業	1,014	964	50	—	—	—	
建設業	75,075	71,708	2,732	633	—	1,346	
電気・ガス・熱供給・水道業	27,966	25,443	1,701	811	9	—	
情報通信業	9,230	5,458	3,772	—	—	12	
運輸業、郵便業	127,146	79,233	47,244	665	2	425	
卸売業、小売業	262,135	251,419	9,139	1,277	299	2,051	
金融業、保険業	642,442	252,288	199,540	183,642	6,970	6	
不動産業、物品賃貸業	265,721	262,952	1,905	842	20	2,197	
各種サービス業	339,384	278,995	55,943	4,439	5	1,073	
国・地方公共団体	692,480	152,983	538,863	632	—	—	
個人	297,262	296,974	—	287	—	1,166	
その他	187,913	115,371	62,896	9,644	—	264	
業種別計	3,247,696	2,064,980	967,126	208,089	7,499	10,105	
1年以下	747,031	496,875	85,731	157,731	6,692	6,003	
1年超3年以下	330,752	134,068	193,510	3,135	37	1,074	
3年超5年以下	402,397	185,152	216,701	478	64	517	
5年超7年以下	357,793	194,071	121,797	41,429	495	382	
7年超10年以下	339,421	239,850	98,767	803	—	365	
10年超	838,798	693,756	141,216	3,616	210	931	
期間の定めのないもの	231,501	121,205	109,401	894	—	831	
残存期間別合計	3,247,696	2,064,980	967,126	208,089	7,499	10,105	

- (注) 1. 「残存期間」は、各エクスポージャーの最終弁済日により算出しております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーを除いております。
3. 阿波銀リース㈱におけるリース資産、延払債権の業種はすべて「その他」に計上しております。
4. 阿波銀リース㈱におけるリース資産、延払債権及び阿波銀カード㈱における会員未収金、営業貸付金等の債権の残存期間はすべて「期間の定めのないもの」に計上しております。
5. 期末残高と期中平均残高のリスク・ポジションは大きく乖離していないため、期末残高のみ記載しております。

定量的な開示事項

平成27年3月期 単体

(百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
国内計	3,106,970	1,978,011	924,737	201,281	2,939	9,427
国外計	66,658	2,514	64,144	—	—	—
地域別合計	3,173,629	1,980,526	988,882	201,281	2,939	9,427
製造業	288,883	247,691	37,514	3,615	62	1,325
農業、林業	10,526	10,256	2	267	—	122
漁業	1,820	1,820	—	—	—	43
鉱業、採石業、砂利採取業	781	781	—	—	—	—
建設業	71,792	70,213	1,241	337	—	1,290
電気・ガス・熱供給・水道業	23,890	21,496	1,907	486	—	—
情報通信業	8,458	4,771	3,686	—	—	—
運輸業、郵便業	115,403	72,389	42,181	809	22	443
卸売業、小売業	260,914	252,622	6,845	1,363	82	1,418
金融業、保険業	664,987	252,439	223,240	186,541	2,766	—
不動産業、物品賃貸業	258,606	253,775	3,383	1,442	5	2,626
各種サービス業	315,947	277,755	32,880	5,310	0	1,539
国・地方公共団体	717,631	145,144	571,853	633	—	—
個人	290,502	290,028	—	473	—	617
その他	143,482	79,337	64,144	—	—	—
業種別計	3,173,629	1,980,526	988,882	201,281	2,939	9,427
1年以下	712,397	486,776	71,282	152,251	2,087	5,837
1年超3年以下	349,456	125,839	221,768	1,799	49	922
3年超5年以下	386,026	189,688	195,688	619	30	783
5年超7年以下	370,558	173,137	156,007	41,008	405	364
7年超10年以下	369,460	252,944	115,997	338	180	285
10年超	818,804	670,247	143,581	4,787	187	1,115
期間の定めのないもの	166,924	81,892	84,556	476	—	117
残存期間別合計	3,173,629	1,980,526	988,882	201,281	2,939	9,427

平成 28 年3月期 単体

(百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
国内計	3,153,148	2,034,124	903,434	208,089	7,499	9,343
国外計	65,315	2,418	62,896	—	—	—
地域別合計	3,218,463	2,036,543	966,331	208,089	7,499	9,343
製造業	304,486	259,226	40,162	4,907	190	1,414
農業、林業	10,438	10,158	2	278	—	126
漁業	1,808	1,783	—	25	—	4
鉱業、採石業、砂利採取業	1,014	964	50	—	—	—
建設業	75,039	71,672	2,732	633	—	1,310
電気・ガス・熱供給・水道業	27,966	25,443	1,701	811	9	—
情報通信業	9,181	5,458	3,723	—	—	12
運輸業、郵便業	127,146	79,233	47,244	665	2	425
卸売業、小売業	262,094	251,390	9,126	1,277	299	2,022
金融業、保険業	643,938	253,244	200,080	183,642	6,970	6
不動産業、物品賃貸業	276,875	272,637	3,375	842	20	2,135
各種サービス業	339,803	278,986	56,371	4,439	5	1,064
国・地方公共団体	692,480	152,983	538,863	632	—	—
個人	293,780	293,492	—	287	—	821
その他	152,408	79,866	62,896	9,644	—	—
業種別計	3,218,463	2,036,543	966,331	208,089	7,499	9,343
1年以下	747,706	497,551	85,731	157,731	6,692	6,003
1年超3年以下	333,468	136,784	193,510	3,135	37	1,074
3年超5年以下	409,739	192,494	216,701	478	64	517
5年超7年以下	357,763	194,041	121,797	41,429	495	382
7年超10年以下	339,421	239,850	98,767	803	—	365
10年超	838,798	693,756	141,216	3,616	210	931
期間の定めのないもの	191,565	82,065	108,606	894	—	68
残存期間別合計	3,218,463	2,036,543	966,331	208,089	7,499	9,343

- (注) 1. 「残存期間」は、各エクスポージャーの最終弁済日により算出しております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーを除いております。
3. 期末残高と期中平均残高のリスク・ポジションは大きく乖離していないため、期末残高のみ記載しております。

定量的な開示事項

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

連結

(百万円)

	平成 27 年3月期			平成 28 年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	6,492	△1,361	5,130	5,130	152	5,283
個別貸倒引当金	14,898	△1,624	13,274	13,274	111	13,385
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	21,390	△2,985	18,404	18,404	263	18,668

単体

(百万円)

	平成 27 年3月期			平成 28 年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	5,834	△1,358	4,475	4,475	185	4,661
個別貸倒引当金	12,523	△1,872	10,650	10,650	379	11,030
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	18,358	△3,231	15,126	15,126	565	15,692

3. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連結

(百万円)

	平成 27 年 3 月 期			平成 28 年 3 月 期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	14,898	△1,624	13,274	13,274	111	13,385
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	14,898	△1,624	13,274	13,274	111	13,385
製造業	2,228	△192	2,035	2,035	47	2,082
農業、林業	82	12	95	95	5	100
漁業	5	18	24	24	△ 5	18
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,871	△67	1,804	1,804	△ 69	1,735
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	122	△21	100	100	103	204
運輸業、郵便業	1,866	△1,386	480	480	100	580
卸売業・小売業	2,325	63	2,389	2,389	△ 96	2,292
金融業・保険業	—	—	—	—	6	6
不動産業、物品 賃貸業	1,678	187	1,866	1,866	△ 243	1,623
各種サービス業	2,115	△123	1,992	1,992	437	2,429
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	2,239	△53	2,185	2,185	△ 247	1,938
その他	361	△62	299	299	72	372
業種別計	14,898	△1,624	13,274	13,274	111	13,385

単体

(百万円)

	平成 27 年 3 月 期			平成 28 年 3 月 期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	12,523	△1,872	10,650	10,650	379	11,030
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	12,523	△1,872	10,650	10,650	379	11,030
製造業	2,165	△203	1,961	1,961	43	2,005
農業、林業	76	△7	69	69	11	80
漁業	—	2	2	2	1	4
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,717	△48	1,668	1,668	△ 61	1,607
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	115	△21	93	93	104	198
運輸業、郵便業	1,862	△1,385	477	477	101	578
卸売業・小売業	2,263	1	2,265	2,265	△ 91	2,174
金融業・保険業	—	—	—	—	6	6
不動産業、物品 賃貸業	1,614	67	1,682	1,682	△ 140	1,541
各種サービス業	1,895	△141	1,753	1,753	477	2,230
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	760	△136	623	623	△ 122	501
その他	52	—	52	52	50	102
業種別計	12,523	△1,872	10,650	10,650	379	11,030

定量的な開示事項

4. 部分直接償却実施額の地域別、業種別内訳

連結

(百万円)

	平成 27 年 3 月 期			平成 28 年 3 月 期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	25,892	△2,363	23,528	23,528	△ 2,410	21,118
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	25,892	△2,363	23,528	23,528	△ 2,410	21,118
製造業	4,105	△332	3,773	3,773	473	4,246
農業、林業	22	43	65	65	26	92
漁業	26	—	26	26	△ 3	22
鉱業、採石業、 砂利採取業	509	—	509	509	—	509
建設業	6,895	△2,825	4,069	4,069	△ 285	3,783
電気・ガス・熱供 給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	138	△43	95	95	△ 18	77
運輸業、郵便業	1,096	1,465	2,561	2,561	△ 156	2,405
卸売業・小売業	4,466	△346	4,120	4,120	△ 90	4,029
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品 賃貸業	3,676	711	4,388	4,388	△ 726	3,661
各種サービス業	4,038	△311	3,727	3,727	△ 1,667	2,059
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	916	△723	192	192	37	229
その他	—	—	—	—	—	—
業種別計	25,892	△2,363	23,528	23,528	△ 2,410	21,118

単体

(百万円)

	平成 27 年 3 月 期			平成 28 年 3 月 期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	25,892	△2,363	23,528	23,528	△ 2,410	21,118
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	25,892	△2,363	23,528	23,528	△ 2,410	21,118
製造業	4,105	△332	3,773	3,773	473	4,246
農業、林業	22	43	65	65	26	92
漁業	26	—	26	26	△ 3	22
鉱業、採石業、 砂利採取業	509	—	509	509	—	509
建設業	6,895	△2,825	4,069	4,069	△ 285	3,783
電気・ガス・熱供 給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	138	△43	95	95	△ 18	77
運輸業、郵便業	1,096	1,465	2,561	2,561	△ 156	2,405
卸売業・小売業	4,466	△346	4,120	4,120	△ 90	4,029
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品 賃貸業	3,676	711	4,388	4,388	△ 726	3,661
各種サービス業	4,038	△311	3,727	3,727	△ 1,667	2,059
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	916	△723	192	192	37	229
その他	—	—	—	—	—	—
業種別計	25,892	△2,363	23,528	23,528	△ 2,410	21,118

5. 業種別貸出金償却の額

(百万円)

業種	平成27年3月期		平成28年3月期	
	連結	単体	連結	単体
製造業	4	4	6	6
農業、林業	0	0	0	0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	4	4	2	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0
運輸業、郵便業	—	—	0	0
卸売業・小売業	5	5	4	4
金融業・保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	3	3	1	1
各種サービス業	3	3	5	5
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	5	2	21	18
その他	—	—	—	—
業種別計	27	24	43	40

6. リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(百万円)

	平成27年3月期				平成28年3月期			
	連結		単体		連結		単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	57,860	1,029,671	57,860	1,029,669	59,872	1,003,469	59,872	1,003,467
2%	—	802	—	802	—	730	—	730
4%	—	—	—	—	—	—	—	—
10%	—	141,911	—	141,911	—	142,716	—	142,716
20%	266,853	69,303	266,853	69,105	246,263	68,040	246,263	67,791
35%	—	122,207	—	122,725	—	123,531	—	123,531
50%	63,500	5,427	63,500	5,194	68,217	5,682	68,217	5,601
75%	—	348,495	—	349,480	—	345,371	—	345,371
100%	17,625	949,248	17,625	921,247	19,531	1,020,638	19,531	992,539
150%	—	4,110	—	4,258	—	3,273	—	3,267
250%	—	9,640	—	9,834	—	12,134	—	11,757
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,004	24,340	1,004	23,792	1,004	45,614	1,004	45,853
合計	406,843	2,705,157	406,843	2,678,021	394,888	2,771,203	394,888	2,742,627

- (注) 1. 格付有無は、元のエクスポージャー又は債務者の格付の有無で分類しておりますが、「格付有り」には、サブリン格付を参照したのものも含んでおります。
2. 上記にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャーは「格付無し」に分類しております。
3. その他は、ファンド等について記載しております。
4. リスク・ウェイトの区分「1250%」の額は、告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されたエクスポージャーの額です。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(百万円)

区分	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
現金及び自行預金	57,696	57,696	49,840	49,840
金	—	—	—	—
適格債券	—	—	—	—
適格株式	4,794	4,794	4,116	4,116
適格投資信託	—	—	—	—
適格金融資産担保合計	62,491	62,491	53,957	53,957
適格保証	51,811	51,811	44,339	44,339
適格クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	51,811	51,811	44,339	44,339

(注) 1. 「現金及び自行預金」には、総合口座貸越残高を含んでおります。

2. 証券化エクスポージャーについての信用リスク削減手法は含んでおりません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式

派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額はカレントエクスポージャー方式にて計算しております。

2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額

(百万円)

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
グロス再構築コストの額	578	578	5,403	5,403

3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）

(百万円)

種類及び取引の区分	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
派生商品取引	2,939	2,939	7,499	7,499
外国為替関連取引及び金関連取引	2,139	2,139	6,739	6,739
金利関連取引	800	800	760	760
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合計	2,939	2,939	7,499	7,499

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

4. 2. に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から 3. に掲げる額を差し引いた額

(百万円)

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
差引額	—	—	—	—

5. 担保の種類別の額（信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額）

(百万円)

担保の種類	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
株式	—	—	—	—
自行預金	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(百万円)

種類及び取引の区分	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
派生商品取引	2,939	2,939	7,499	7,499
外国為替関連取引及び金関連取引	2,139	2,139	6,739	6,739
金利関連取引	800	800	760	760
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合 計	2,939	2,939	7,499	7,499

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行では、クレジット・デリバティブの取扱はありません。

8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行では、クレジット・デリバティブの取扱はありません。

なお、長期決済期間取引の取扱はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当行では、オリジネーターとしての証券化取引の取扱はありません。

2. 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(百万円)

種類及び取引の区分	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
住宅ローン債権	1,133	1,133	984	984
自動車ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業者向け与信	—	—	—	—
事業用不動産向け与信	—	—	—	—
合計	1,133	1,133	984	984

(注) ファンドの証券化エクスポージャーは含めておりません。

うち再証券化エクスポージャーの場合

(百万円)

種類及び取引の区分	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業者向け与信	—	—	—	—
事業用不動産向け与信	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(百万円)

	平成 27 年3月期				平成 28 年3月期			
	連結		単体		連結		単体	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—	—	—	—	—
20%	1,133	9	1,133	9	984	7	984	7
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,133	9	1,133	9	984	7	984	7

(注) ファンドの証券化エクスポージャーは含めておりません。

うち再証券化エクスポージャーの場合

(百万円)

	平成 27 年3月期				平成 28 年3月期			
	連結		単体		連結		単体	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—	—	—	—	—
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 告示第 247 条第 1 項の規定により 1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

当行では、該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当行では、該当ありません。

定量的な開示事項

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額及び時価

(出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額)

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	116,986		111,102	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	8,889		8,938	
合計	125,876	125,876	120,041	120,041

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

単体

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	114,330		108,590	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	8,431		8,479	
合計	122,761	122,761	117,070	117,070

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

(子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額)

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
子会社・子法人等	—	2,455	—	2,455
関連法人等	—	—	—	—
合計	—	2,455	—	2,455

(注) 1. 子会社株式は、上記の「出資等エクスポージャー」にも計上されております。
2. ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

2. 売却及び償却に伴う損益の額

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
売却損益額	748	748	1,452	1,452
償却額	0	0	0	0

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(百万円)

	平成 27 年3月期		平成 28 年3月期	
	連結	単体	連結	単体
評価損益の額	71,427	69,107	63,596	61,420

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

連結

(百万円)

保有目的	平成 27 年3月期			平成 28 年3月期		
	償却原価	時価	評価損益	償却原価	時価	評価損益
その他有価証券	—	—	—	—	—	—
子会社株式又は関連会社株式	—	—	—	—	—	—
満期保有	—	—	—	—	—	—

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

単体

(百万円)

保有目的	平成 27 年3月期			平成 28 年3月期		
	償却原価	時価	評価損益	償却原価	時価	評価損益
その他有価証券	—	—	—	—	—	—
子会社株式又は関連会社株式	—	—	—	—	—	—
満期保有	—	—	—	—	—	—

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

■ 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

単体 VaR

(百万円)

	平成 27 年3月期	平成 28 年3月期
円金利	2,741	3,924
ドル金利	2,766	3,084
ユーロ金利	86	336

(算出条件) 信頼水準：99% 保有期間：60日 観測期間：1年

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

1. 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

(1) 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

(2) 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに「主要な連結子法人等」の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」等を対象従業員等として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

① 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する子法人等はありません。

② 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

高額の報酬等を受ける者とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」及び「使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬」を、同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、高額の報酬等を受ける者の判断を行っております。

③「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行(グループ)の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

2. 対象役職員の報酬等の決定について

(対象役員の報酬等の決定について)

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

3. 報酬委員会等（取締役会）の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の開催回数

	開催回数 (平成27年4月～平成28年3月)
取締役会（当行）	2回

(注) 報酬等の総額については、取締役会の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の開示はしていません。

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(対象役員の報酬等に関する方針について)

当行は、「堅実経営」という行是に基づき、役員報酬制度を設計しております。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、毎月の報酬、賞与、退職慰労金で構成しており、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意志を明確にするため、一定の算式によって毎期の業績(コア業務純益、当期純利益)に連動させております。

社外取締役の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額としております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、その職務に鑑み定額としております。

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、一定の算式によって毎期の業績(コア業務純益、当期純利益)に連動させております。

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職 慰労金
				基本 報酬	ストック オプション		基本 報酬	賞与	
対象役員 (除く社外役員)	10	435	264	264	—	102	—	102	67
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 対象役員の報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等を含みます。

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。